

実地指導の概要について

1 町田市が実施する実地指導について

(1) 町田市が実地指導を実施するようになった経緯

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービスを行う事業者に対する実地指導権限は、東京都と区市町村にあります。

従前は、東京都のみが実地指導を行っていましたが、東京都と区市町村の協議を経て、2017年度以降、区市は、区市が所轄する社会福祉法人の運営する障害福祉サービス等に対して、障害者総合支援法第10条第1項の規定に基づく実地指導を実施することになりました。

また、障害児通所支援事業を行う事業者については、児童福祉法第57条の3の2第1項の規定に基づいて実地指導を実施することになりました。

(2) 実地指導の実施回数

町田市では、「町田市障害福祉サービス事業者等指導監査事務取扱要領」を定め、市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者、町田市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については原則として3年に1回、その他の障害福祉サービス事業者については必要に応じて実地指導を実施することとしています。

(3) 実地指導の実績

年度	実地指導を実施した事業者数	うち指定居宅介護事業者等の数
2017	28	居宅介護（1）
2018	48 （12月以降の予定を含む）	居宅介護（3）、重度訪問介護（2） 同行援護（2）、行動援護（1）

2 指導及び監査の目的

法令等で定める最低基準及び指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付等に係る費用の支給の適正化を図り、町田市における障がい者（児）福祉の増進に寄与することを目的としています。

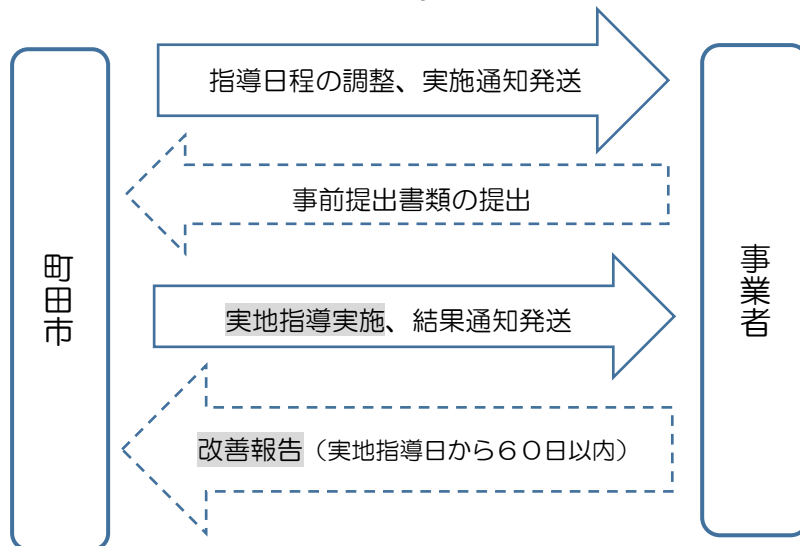
3 指導について

(1) 集団指導

事業者が集まっていたいただき、講習方式で行います。

(2) 実地指導

事業所において市職員が関係書類を閲覧し、管理者等へのヒアリング方式で行います。



- ・指摘事項に対する改善が不十分な場合は、再度実地指導を行うこともあります。
- ・実地指導の結果、監査の選定基準（※）に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行います。
- ・サービス内容又は介護給付費等の請求内容等に関し、**過誤による調整を要する事実を確認した時は、障がい福祉課との協議ののち、自主点検し返還を行うよう指導しています。**

※監査の選定基準（町田市障害福祉サービス事業者等指導監査事務取扱要領より）

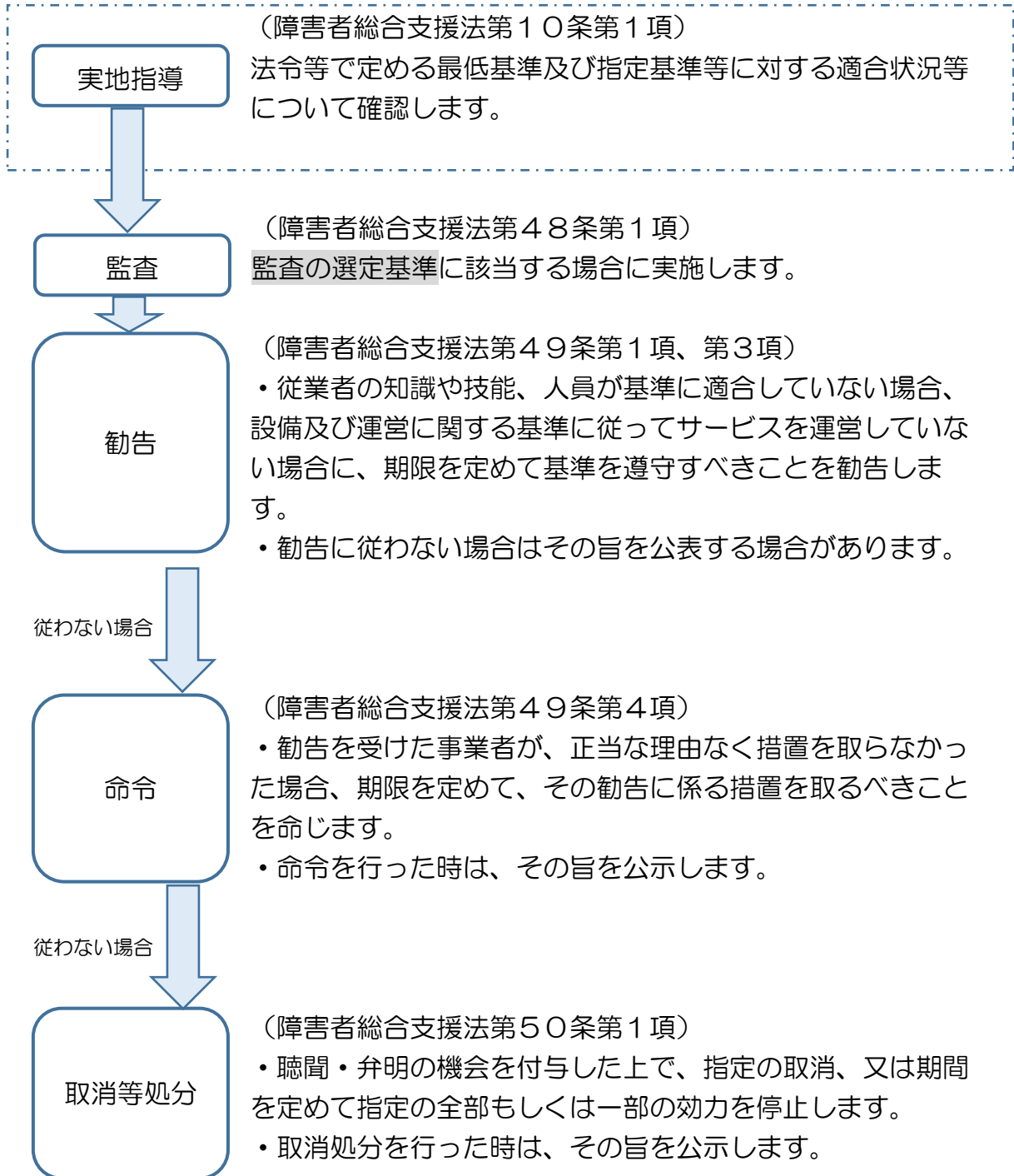
- 1 サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 自立支援給付等に係る費用の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 4 度重なる実地指導によってもサービス内容又は自立支援給付等に係る費用の請求に改善がみられないとき。
- 5 利用者の生命又は身体の安全に危害が及ぶおそれがあると判断したとき。
- 6 正当な理由が無く、実地指導を拒否したとき。

4 監査について

サービス内容や介護給付費等の請求に不正が疑われる場合、度重なる実地指導によっても改善がみられない場合等については、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を取ることを主眼として監査を行います。

なお、町田市では今のところ、監査の実施実績はありません。

(1) 行政上の措置



(2) 経済上の措置（障害者総合支援法第8条第2項）

偽りその他不正の手段により介護給付費等を受けた場合、区市町村は、支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができます。

5 指定障害福祉サービス事業者の責務

障害者総合支援法第42条は、事業者の責務について規定しています。同条第3項に違反したと認められるときは、同法第50条第1項の規定により、都知事はその指定を取り消すことができます。

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

また、指定障害福祉サービス事業者は、次の条例、規則及び基準等に従い、サービスを提供しなければなりません。

・東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

・東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しな

なければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

3 (略)

4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（不正利得の徴収）

第八条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第十条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理(以下「自立支援給付対象サービス等」という。)を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（報告等）

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者(以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に

対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 前二項の規定は、指定障害者支援施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(勧告、命令等)

第四十九条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十三条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号(のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。)に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期

限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 市町村は、介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費の支給に係る指定障害福祉サービス等を行った指定事業者等について、第一項各号又は第二項各号(のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。)に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業員が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の

保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分を違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、自立支援給付に係る指定障害福祉サービスを行った指定障害福祉サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公示)

第五十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定をしたとき。

二 第四十六条第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

三 第四十七条の規定による指定障害者支援施設の指定の辞退があったとき。

四 前条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第七十六条の三第六項の規定により指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消したとき。

町田市障害福祉サービス事業者等指導監査事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第10条第1項、第48条第1項及び第3項及び第51条の27第1項及び第2項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の22第1項及び第2項、第24条の34第1項及び第57条の3の2第1項の規定に基づき町田市（以下「市」という。）が、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者等（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して実施する指導及び監査（以下「指導監査」という。）の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

第2 指導監査の目的

指導監査は、支援法、児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び消防法（昭和23年法律第186号）等の法令並びに東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）、東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第136号）、東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第137号）、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）及び東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）で定める最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付等に係る費用の支給の適正化を図り、市における障がい者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3 指導監査実施方針

市長は、指導監査を重点的かつ効果的に行うため、指導監査の基本方針及び重点項目を掲げる障害福祉サービス事業者等に対する指導監査実施方針並びに指導基準等を、毎年度、別に定める。

第4 指導の基本方針

- 1 指導は、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として、厳正に重点的かつ効果的に実施する。
- 2 障害福祉サービス事業者等が社会福祉法人である場合には、当該法人に対する指導監査における指摘事項等を把握した上で指導を実施するように努める。

3 指導の実施及びその結果に基づく指導等に当たっては、関係部課及び都との情報交換を密にする等十分な連携を図る。

第5 指導類型

指導の類型は、通常次のとおりとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う指導
- (2) 実地指導 指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地で行う指導及び必要な指導の内容に応じ、一定の場所において個別に行う指導

第6 指導類型の選定基準

指導は、実施年度の初日に現存する障害福祉サービス事業者等が別表第1のいずれかに該当する場合に行う。ただし、必要があると認めた場合は、当該年度の途中で指定を受けた障害福祉サービス事業者等についても実地指導を行う。

第7 集団指導の実施

- 1 市長は、集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に通知する。
- 2 集団指導は、基準等、自立支援給付等に係る費用の請求関係事務、制度改正の内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で行う。

第8 関係書類の提出

市長は、指導の実施に当たっては、障害福祉サービス事業者等から指導に必要な関係書類の提出を求める。

第9 実地指導実施計画

市長は、当該年度の実地指導の実施時期等を定めた実施計画を別に作成する。

第10 実地指導実施回数

実地指導は、原則として、市が所轄する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者等並びに市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については3年に1回、その他の障害福祉サービス事業者等については必要に応じて実施する。

第11 実地指導の実施

- 1 市長は、実地指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、障害福祉サービス事業者等の運営等に問題が発生した場合又は通報等によりあらかじめ当該障害福祉サービス事業者等へ通知を行うことで問題が発生するおそれがあると認められる場合は、実地指導の開始時に文書を交付する等の方法により通知することができる。

- 3 実地指導は、指導担当職員2人以上で班を編成して班長を定め、班長の調整の下に連携を図りながら実施する。
- 4 実地指導は、別に定める指導基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。
- 5 指導担当職員は、実地指導終了後、指導担当職員相互で調整を行った上で、障害福祉サービス事業者等の関係者に対して、実地指導事項票を用いて結果を講評し、改善が必要な事項及び解決方法を口頭で指示する。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等は、現地での講評を行わず、町田市役所に関係者を招致して行うことができる。
- 6 実地指導に当たっては、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課職員又は障害福祉サービス事業者等の関係者に対し、実地指導への立会いを求め、又は必要事項の調査若しくは照会を行うことができる。

第12 実地指導後の取扱い

- 1 指導担当職員は、実地指導終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題がある場合はそのことを明確にした上で地域福祉部長に報告する。
- 2 市長は、前項の検討結果に基づき実地指導の結果を当該障害福祉サービス事業者等の代表者に対し文書で通知する。この場合において、指導基準に定める文書指摘事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。
- 3 実地指導をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告及び前項の規定による通知は、実地指導終了後速やかに行う。
- 4 市長は、実地指導の結果、文書指摘事項があったときは、障害福祉サービス事業者等の代表者に対し改善状況報告書を、原則として実地指導を実施した日から60日以内に提出することを求める。この場合において、改善内容を書面により確認するほか、必要に応じ、現地で確認する。
- 5 実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて、再度、実地指導等を行う。
- 6 実地指導の結果、第15に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。
- 7 実地指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容又は自立支援給付等に係る費用の請求内容等に関し、過誤による調整を要する事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付等に係る費用の請求内容等について必要な調整を行うよう指導する。

第13 指導の拒否への対応

正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、監査を行う。

第14 監査の基本方針

監査は、障害福祉サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付等

に係る費用の請求内容等の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを主眼として、厳正に重点的かつ効果的に実施する。

第15 監査の選定基準

監査は、障害福祉サービス事業者等が、別表第2のいずれかに該当する場合に行う。

第16 監査の実施

- 1 原則として監査を実施する前に自立支援給付等に係る費用の請求内容等に関する書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、障害福祉サービス事業者等のサービスを受けた障害者及び障害児の保護者に対する聞き取り調査を行う。
- 2 指定権限が都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にある障害福祉サービス事業者等に対して監査を行う場合は、事前に実施する旨の情報提供を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に対し行う。
- 3 市長は、監査対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。
- 4 第11第2項の規定は、監査の実施について準用する。
- 5 監査は、原則として担当課長級以上の職にある者を班長とし、実地指導の指導班を中心とする監査担当職員3人以上で実施する。
- 6 別表第2に掲げる事項の確認について必要があると認めるときは、監査実施通知を交付した上で、障害福祉サービス事業者等に対し報告、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、又は当該福祉サービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

第17 監査後の取扱い

- 1 監査担当職員は、監査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題がある場合はそのことを明確にした上で地域福祉部長に報告する。
- 2 市長は、前項の検討結果に基づき軽微な改善を要すると認められた事項について問題点、改善方法等を具体的に、当該障害福祉サービス事業者等の代表者に対し文書で通知する。
- 3 市長は、監査の結果、文書指摘事項があったときは、障害福祉サービス事業者等の代表者に対し改善状況報告書を、原則として監査を実施した日から60日以内に提出することを求める。この場合において、改善内容を書面により確認するほか、必要に応じ、現地で確認する。

第18 都道府県知事等への通知

市長は、障害福祉サービス事業者等（指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者を除く。）が、支援法第49条第6項、第50条第2項若しくは第3項、第51条の28第6項若しくは第51条の29第3項又は児童福祉法第21条の5の23第5項若しくは第21条の5の24第2項の規定に該当する場合は、当該都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に通知する。ただし、当該都道府県、指定都市又は中核市と市が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

第19 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対する勧告等

- 1 市長は、指定特定相談支援事業者が支援法第51条の28第2項各号に掲げる場合に該当すると認めるとき又は指定障害児相談支援事業者が児童福祉法第24条の35第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、期限を定めて、当該各号に定める措置を講ずるべきことを勧告することができる。
- 2 前項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者は、同項の規定により定められた期限内に必要な措置を講じ、その旨を文書で市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が、同項の規定により定められた期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第20 行政処分所管部署への通知

第19第1項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかったとき、指定特定相談支援事業者が支援法第51条の29第2項各号のいずれかに該当するとき又は指定障害児相談支援事業者が児童福祉法第24条の36各号のいずれかに該当するときは、行政処分所管部署へ通知する。

第21 国及び都への報告

必要に応じ、指導監査の実施状況について、国及び都へ報告を行う。

附 則

この要領は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年4月1日から施行する。

別表第1（第6関係）

指導の選定基準（指導類型別）

指導の類型	選定基準
集団指導	(1) 概ね1年以内にサービスを開始した障害福祉サービス事業者等のうち 実地指導を行っていないもの (2) その他、集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス 事業者等
実地指導	(1) 過去の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない障害福 祉サービス事業者等 (2) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な障害福祉サービス事業者 等 (3) 事業開始後実地指導を実施していない障害福祉サービス事業者等 (4) その他、実地指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス 事業者等

別表第2（第15関係）

監査の選定基準

- 1 サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 自立支援給付等に係る費用の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 4 度重なる実地指導によってもサービス内容又は自立支援給付等に係る費用の請求に改善がみられないとき。
- 5 利用者の生命又は身体の安全に危害が及ぼすおそれがあると判断したとき。
- 6 正当な理由が無く、実地指導を拒否したとき。